

社会福祉法人グリーンセンター福祉会

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り、働きやすい雇用環境の整備を進めるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日までの4年間
2. 内容

目標①：育児や介護に係る休業制度や育児休業給付等をはじめ諸制度の周知を進めていく。
女性の育児休業取得率を100%に維持する。
男性の育児休業等（育児目的休暇を含む）の取得率を、計画期間内に50%以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～
 - ・官公庁のパンフレットの配布
 - ・法人の諸規程に基づく説明会の開催
 - ・個別相談の実施

目標②：小学校就学前の子供を持つ職員に対して、始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げを実施する。

<対策>

- 令和8年4月～
 - ・職員会議等での周知
 - ・個別相談の実施

目標③：所定外労働時間を1人当たり月平均15時間以内にする。

<対策>

- 令和8年4月～
 - ・職員会議での周知
 - ・業務の見直しの実施
 - ・個別面談による目標設定

以上